

南島原市木材利用促進基本方針

平成25年 5月 1日策定
一部改正 令和4年 9月14日

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市内の建築物等における地元産木材の利用の目標、地元産木材の利用を推進すべき建築物等、地元産木材の利用促進に向けた取り組み、その他市内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

第2 市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民の生活において重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する機能を持続的に発揮させていくことが、極めて重要である。

地域産木材をはじめとした木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備に繋がり、森林の有する機能の持続的発揮や農山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

また、木材や断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が少なく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないという特性（カーボンニュートラル）を有する資源である。

このため、木材の利用を促進することは、健康的で温もりのある快適な生活空間を提供し、循環型社会の形成にも貢献することから、脱炭素社会の実現に資するものである。南島原市が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する南島原市民の理解を深める。

1) 木材利用そのものの効果

公共建築物は、広く南島原市民一般の利用に供されるものであり、県や南島原市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、南島原市民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2) 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 市内の建築物等における地元産木材の利用目標

次に掲げる目標に沿って地元産木材の利用促進を図るものとする。

- 1) 整備する公共建築物について、建築基準法等関連法令の制約を受ける場合を除き原則として全て木造化を図る。木造化にあたっては、可能な限り地元産木材を使用するものとする。また、木造化が困難の場合においては、内外装等に積極的に地元産木材を使った木質化に努める。
- 2) その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、地元産木材を使った物品を積極的に利用する。
- 3) 地元産木材の利用に対する市民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する建築物に準ずる施設、住宅、店舗、事務所等の施設においても、地元産木材の積極的な利用を促進する。

第4 地元産木材の利用を推進すべき建築物等

地元産木材の利用を推進すべき具体的な建築物等は、以下のような建築物等とし、長崎県の方針に即して可能な限り地元産木材の利用に努める。

1. 南島原市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
2. 机等の備品、消耗品
3. その他、公共の用に供する工作物等

第5 地元産木材の利用促進に向けた取り組み

1 南島原市の取り組み

南島原市は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、民間団体その他の関係者の協力も得つつ、地元産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 木材の利用の促進のための方針及び計画の策定
- (2) 木材の供給体制の整備
- (3) 木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など
- (4) 木材の特性やその利用の促進の意義についての南島原市民理解の醸成

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者、林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、本方針又は計画を踏まえ、南島原市が実施する施策に協力するとともに、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 建築物等における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、積極的に木材を利用するよう努める（建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者）。
- (2) 南島原市や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握すると

とともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める（林業事業体、木材加工業者その他の関係者）。

（3） 地元産木材の安定的な供給体制の構築及び品質の向上に努める（林業事業体、木材加工業者その他の関係者）。

第6 その他市内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 地元産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

付則

この基本方針は、平成25年 5月 1日から施行する。

付則

この基本方針は、令和4年 9月14日から施行する。